

宮城地方最低賃金審議会
宮城県自動車小売業最低賃金専門部会（第1回）議事要旨

開催日時	令和5年10月3日（火） 午前10時00分 ～ 午前11時30分		
出席状況	公益を代表する委員	出席3名	定数3名
	労働者を代表する委員	出席3名	定数3名
	使用者を代表する委員	出席3名	定数3名
主要議題	<ul style="list-style-type: none"> （1） 部会長及び部会長代理の選出について （2） 宮城県自動車小売業最低賃金専門部会運営規程について （3） 宮城県自動車小売業最低賃金専門部会の公開について （4） 最低賃金法第25条に係る関係者からの意見聴取の取扱いについて （5） 関係資料の説明について （6） 金額審議に当たっての労使の基本的な主張について （7） 金額審議について （8） その他 		
議事要旨	<ul style="list-style-type: none"> （1） 部会長及び部会長代理の選出について 部会長に熊谷委員、部会長代理に小幡委員が選出された。 （2） 宮城県自動車小売業最低賃金専門部会運営規程について 案のとおりとすること、施行年月日は本年10月3日とすることで、了承を得た。 （3） 宮城県自動車小売業最低賃金専門部会の公開について 金額審議と議決に関する部分は非公開とし、代わりに議事要旨を作成・公開することとした。審議資料は、原則公開とした。 （4） 最低賃金法第25条に係る関係者からの意見聴取の取扱いについて 最低賃金法第25条第5項に係る意見の提出はなかった旨報告された。 また、最低賃金法第25条第6項に係る関係者からの意見聴取は、審議の過程で必要と認めた場合はその時判断することとされた。 （5） 関係資料の説明について 資料に基づき、説明がなされた。 （6） 金額審議に当たっての労使の基本的な主張について 労働者代表委員から、 「世の中もコロナ以前の状態に戻り、自動車産業も半導体不足などが改善し、県内においては新車、中古車とも登録台数が昨年より増加で推移している。また、自動車総連がまとめた春闘の妥結額は、宮城では昨年度の約2倍の額となった。 そのような状況の中、整備士不足が顕著となっている。不足の主たる理由は仕事の内容に対し賃金が見合わないということ。新しい車は、自動化や電動化等の機能が搭載され、整備士不足が続けば、安全で安心な日本の交通インフラが保てないことになる。産業・企業の魅力を高め、将来を担う優秀な人材を確保し、業界の更なる発展を維持していくためにも特定最賃の上積みが必要である。」との主張があった。 		

使用者代表委員からは、

「賃上げの必要性は理解するも、半導体供給の遅れ、ガソリン高、新車価格の上昇、中古車販売大手の不正問題など不安材料が多く、最賃の引上げには慎重にならざるを得ない。宮城の新車登録台数はピーク時の約半分。新車販売では高額値引きを求められることも多く、また、新車開発コストで仕入れ価格が上がる中、小売価格は上げられず、販売店の利益幅が減少している。中古車部門においても深刻な玉不足の状況にあり、仕入れコストが上昇し経営を圧迫している。以上から経営体力のない中小企業は退場を余儀なくされかねない状況である。このほか、未満率が高く、最賃が適正水準であるかという問題、自動車小売業最賃適用事業場の業務業態は様々であるのに、一律に特定最賃を適用する問題、年収の壁の問題など様々な問題があり、今は最賃引き上げよりも労使協力して事業の存続と雇用の維持を最優先すべきであり、自動車小売業が置かれた以上の状況を十分勘案した審議を期待するものである。」との主張があった。

(7) 金額審議について

○労働者側より 43 円引上げ 989 円の提示。

根拠は、早期に 1,000 円以上達成を目指しているが、本年の地域最賃の引上げ率 4.53%を適用して、同率の引上げ額を提示したもの。

○使用者側より 20 円引上げ 966 円の提示。

根拠は、特定最賃は地域最賃より高いことに意義があり、必ずしも同水準で引上げる必要はないこと及び整備士以外にも様々な職種の労働者を考慮する必要があることを前提に、地域最賃の引上げ状況や政府の方針などを勘案して金額を提示したもの。

(8) その他

事務局より、第 2 回目以降の審議日程について説明があった。